

ワンポイント会計基準

vol.337 企業会計基準公開草案第 94 号「法人税等に関する会計基準（案）」等の公表について

2026 年 1 月 19 日に企業会計基準委員会（ASBJ）より以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」といいます。）が公表されました。

- ・企業会計基準公開草案第 94 号（企業会計基準第 27 号の改正案）「法人税等に関する会計基準（案）」（以下「法人税等会計基準案」という。）
- ・企業会計基準適用指針公開草案第 94 号（企業会計基準適用指針第 28 号の改正案）「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」
- ・実務対応報告公開草案第 73 号（実務対応報告第 42 号の改正案）「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」
- ・移管指針公開草案第 19 号（移管指針第 6 号の改正案）「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針（案）」
- ・企業会計基準公開草案第 95 号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（その X）（案）」
- ・企業会計基準公開草案第 96 号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（その X）（案）」

今回は法人税等会計基準案の概要についてご紹介いたします。

1. 目的及び範囲

企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）は、法人税、地方法人税、住民税、事業税及び特別法人事業税を「法人税、住民税及び事業税等」と総称して、我が国の法令に従い納付する税金のうち主として法人税、住民税及び事業税等に関する会計処理及び開示を定めています。

本公開草案では、法人税、地方法人税、住民税、事業税及び特別法人事業税（基準法

人所得割) について、基本的には、所得を対象として課される税金という性質を有するものであることを考慮し、かつ、国際的な会計基準における法人所得税の定義等を参考にして、法人税その他の課税対象利益を基礎とする税金に関する会計処理及び開示を定めることが提案されています。

加えて、本公開草案では、法人税等会計基準で取り扱われている住民税(均等割)、事業税(付加価値割)、事業税(資本割)並びに受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税等に関する会計処理及び開示について、適用範囲に含めることが提案されています。

2. 会計処理

(1) 課税対象利益を基礎とする税金の会計処理

法人税等会計基準では、課税対象利益を基礎とする税金に該当するものとそうでないものを一括して会計処理を定められています。これに対し、本公開草案では、まず課税対象利益を基礎とする税金について定めを置き、課税対象利益を基礎とする税金に該当しない住民税(均等割)、事業税(付加価値割)及び事業税(資本割)については別途定めを置くことが提案されています。この際、課税対象利益を基礎とする税金の会計処理については、法人税等会計基準の考え方を踏襲した上で、文言の見直しを行うことが提案されています。

(2) 課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものの会計処理

ア 住民税(均等割)、事業税(付加価値割)及び事業税(資本割)の会計処理

本公開草案では、法人税等会計基準の考え方を踏襲し、当事業年度の住民税(均等割)、事業税(付加価値割)及び事業税(資本割)については、法令を適用して算定した額を損益に計上することを提案されています。また、住民税(均等割)、事業税(付加価値割)及び事業税(資本割)の更正等による追徴税額及び還付税額については、法人税等会計基準案第6項から第8項までに準じて処理することが提案されています。なお、表示については法人税等会計基準とは異なり、売上原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用のうち適切な表示区分に表示することが提案されています。

イ 受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税等の会計処理

本公開草案では、受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税等の額については損益に計上することが提案されています。

ウ 親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金で課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものの会計処理

本公開草案では、親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金で課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものの額については、損益に計上することが提案されています。

以上